（別添２）

令和８年度洋上風力発電に係る鳥類等の飛翔状況の継続的な調査手法の実証委託業務に係る企画書等審査の手順

１　企画書審査委員会による審査

大臣官房総合環境政策統括官グループ内に設置する「令和８年度洋上風力発電に係る鳥類等の飛翔状況の継続的な調査手法の実証委託業務に係る企画書審査委員会」（委員は下記のとおり。以下「企画書審査委員会」という。）において、提出された企画書等の内容について審査を行う。

企画書審査委員会の構成

委 員 長　大臣官房総合政策課長
委　　員　大臣官房環境影響評価課長
　　大臣官房環境影響評価課　課長補佐
　　大臣官房環境影響評価課　係長
　　大臣官房環境影響評価課環境影響審査室　審査官

＊委員長及び委員は、出席が困難な場合は、同じ課の者を代理として出席させることができる。

２　企画書等の審査方法

（１）「令和８年度洋上風力発電に係る鳥類等の飛翔状況の継続的な調査手法の実証委託業務に係る企画書等審査基準及び採点表」（別添３）に基づき、委員ごとに採点する。

【採点基準】	５点満点	１０点満点	１５点満点
・秀	５点		
・優	４点		
・良	３点	×２	×３
・準良	２点		
・可	１点		
・不可	０点		

（２）（１）の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を契約候補者とする。ただし、優秀な企画書等の提出が無かった場合は、この限りではない。

（３）平均点が同点の場合、次の基準で契約候補者を選定する。

①　「秀」の数が多い者を契約候補者とする。
②　「秀」の数が同数の場合は、「優」の数が多い者を契約候補者とする。
③　「優」の数も同数の場合は、「良」の数が多い者を契約候補者とする。
④　「良」の数も同数の場合は、委員の多数決により契約候補者を選定する。

３　契約委員会による契約候補者の確定

企画書審査委員会は、選定した契約候補者名及び審査経過を大臣官房会計課長へ報告し、同会計課長を委員長とする契約委員会において契約候補者を確定する。